

図 0-1 設置主体

各々の施設を「設置主体」別に見ると図0-1の通りである。最も多い形態は「市区町村」立の施設で全体の59%を占め、続いて、「社会福祉法人」立の施設が34%であった。多くの地方自治体が財政難に陥っている現在、それが、施設運営に何らかの影を落としていることは容易に予測できることである。

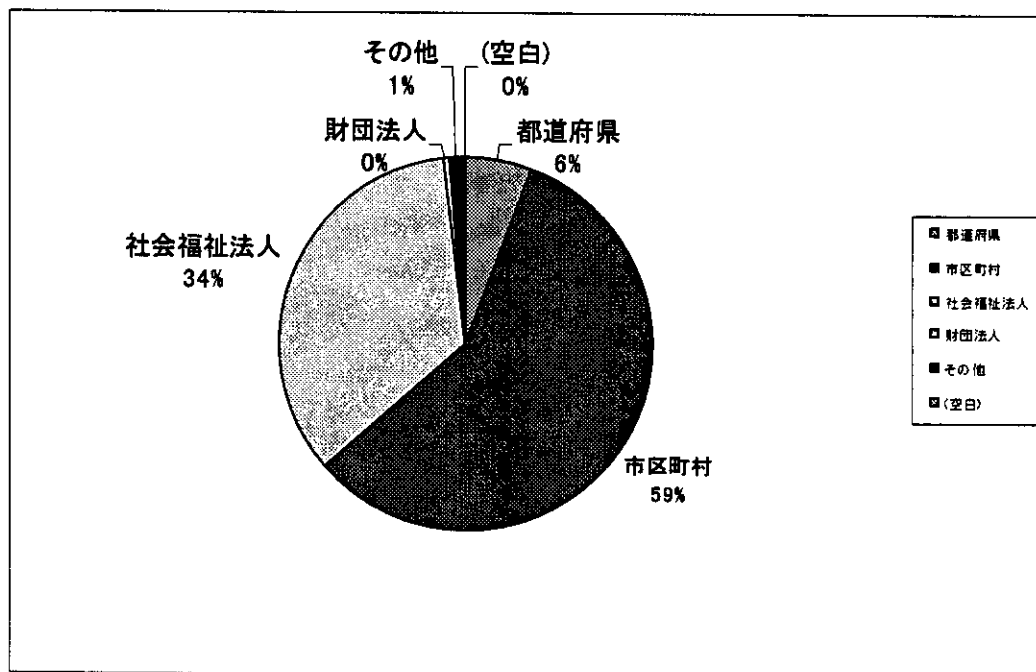


表 0-2 所在地別にみた設置主体

なお、都道府県別の設置数を表0-2で見ると、東京都が最も多く28ヶ所を数え、次いで福岡県の12ヶ所、北海道・秋田県・大阪府の11ヶ所がこれに続いている。

所在地	設置主体					総計
	都道府県	市区町村	社会福祉法人	財団法人	その他	
北海道	0	5	6	0	0	11
青森	0	1	0	0	0	1
岩手	0	4	0	0	0	4
宮城	1	4	0	0	0	5
秋田	0	7	4	0	0	11
山形	0	0	1	0	0	1
福島	0	4	1	0	0	5
茨城	3	1	0	0	1	5
栃木	0	0	2	0	0	2
群馬	0	2	0	0	1	3
埼玉	0	4	1	0	0	5
千葉県	0	1	2	0	0	3
東京	1	16	11	0	0	28
神奈川	0	5	4	0	0	9

(施設数上位5)

1位	東京	28カ所
2位	福岡	12カ所
2位	北海道	11カ所
4位	秋田	11カ所
5位	大阪	11カ所

新潟	0	4	1	0	0	5
富山	0	1	0	0	0	1
石川	0	0	0	1	0	1
福井	0	0	1	0	0	1
山梨	0	1	0	0	0	1
長野	0	5	1	0	0	6
岐阜	0	2	2	0	0	4
静岡	0	1	2	0	0	3
愛知	1	2	3	0	0	6
三重	0	2	2	0	0	4
滋賀	0	0	1	0	0	1
京都	1	1	2	0	0	4
大阪	1	6	4	0	0	11
兵庫	0	2	6	0	0	8
奈良	0	1	1	0	0	2
和歌山	2	1	0	0	1	4
鳥取	0	2	1	0	0	3
島根	0	2	1	0	0	3
岡山	0	1	0	0	0	1
広島	0	4	4	0	0	8
山口	0	2	0	0	0	2
徳島	0	3	0	0	0	3
香川	0	1	0	0	0	1
愛媛	1	6	0	0	0	7
高知	0	0	1	0	0	1
福岡	0	8	4	0	0	12
佐賀	0	1	1	0	0	2
長崎	0	3	0	0	0	3
熊本	0	1	1	0	0	2
大分	0	1	1	0	0	2
宮崎	0	1	0	0	0	1
鹿児島	1	2	0	0	0	3
沖縄	0	0	0	0	0	0
総計	12	121	72	1	3	209
所在地	都道府県	市区町村	社会福祉法人	財団法人	その他	

図 0-2 運営主体

各々の施設を「運営主体」別に見たのが図 0-2 である。最も多い形態は「社会福祉法人」立の施設で全体の 55% を占め、続いて「市区町村」立の施設が 41% であった。

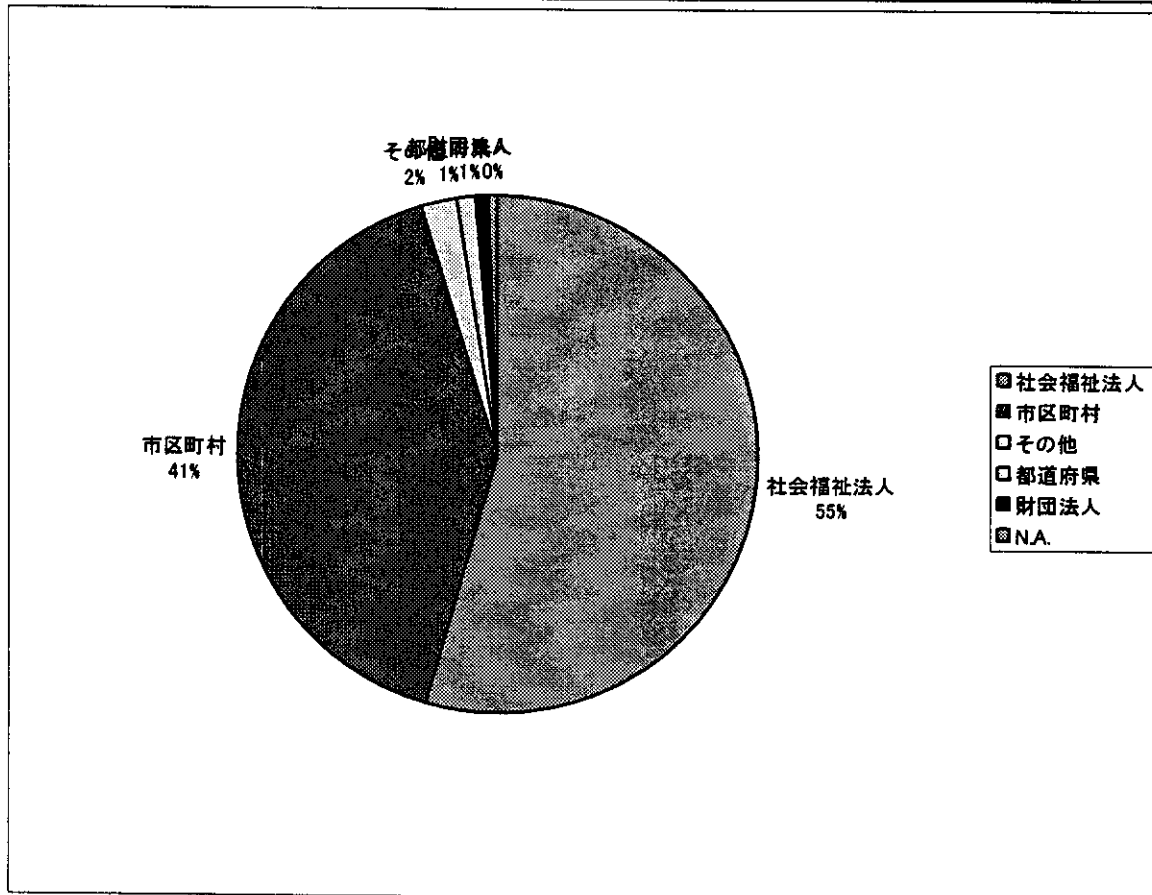


表 0-3 所在地別にみた運営主体

運営主体を「都道府県立」「市区町村立」「社会福祉法人立」「財団法人立」「その他」のタイプに分けて都道府県別に見たのが表 0-3 である。「都道府県立」の施設は、全国で 2ヶ所のみであった。「市区町村立」の施設を多く抱えるのは秋田県、「社会福祉法人立」の施設を多く抱えるのは東京都であった。

所在地	都道府県	市区町村	社会福祉法人	財団法人	その他	NA.	総計
北海道	0	3	8	0	0	0	11
青森	0	1	0	0	0	0	1
岩手	0	4	0	0	0	0	4
宮城	0	3	2	0	0	0	5
秋田	0	7	4	0	0	0	11
山形	0	0	1	0	0	0	1
福島	0	3	2	0	0	0	5
茨城	1	2	0	0	2	0	5
栃木	0	0	2	0	0	0	2
群馬	0	1	1	0	1	0	3
埼玉	0	2	3	0	0	0	5

運営主体: 都道府県

茨城	1 力所
愛知	1 力所

運営主体: 市区町村

1 位	秋田	7 力所
2 位	愛媛	6 力所
2 位	福岡	6 力所
4 位	神奈川	5 力所
5 位	岩手	4 力所
5 位	新潟	4 力所

千葉	0	0	3	0	0	0	3
東京	0	2	26	0	0	0	28
神奈川	0	5	4	0	0	0	9
新潟	0	4	1	0	0	0	5
富山	0	0	1	0	0	0	1
石川	0	0	0	1	0	0	1
福井	0	0	1	0	0	0	1
山梨	0	1	0	0	0	0	1
長野	0	3	3	0	0	0	6
岐阜	0	1	3	0	0	0	4
静岡	0	1	2	0	0	0	3
愛知	1	1	3	1	0	0	6
三重	0	2	2	0	0	0	4
滋賀	0	0	1	0	0	0	1
京都	0	1	3	0	0	0	4
大阪	0	3	8	0	0	0	11
兵庫	0	1	7	0	0	0	8
奈良	0	1	1	0	0	0	2
和歌山	0	2	0	0	2	0	4
鳥取	0	1	2	0	0	0	3
島根	0	2	1	0	0	0	3
岡山	0	1	0	0	0	0	1
広島	0	3	4	0	0	1	8
山口	0	2	0	0	0	0	2
徳島	0	3	0	0	0	0	3
香川	0	1	0	0	0	0	1
愛媛	0	6	1	0	0	0	7
高知	0	0	1	0	0	0	1
福岡	0	6	6	0	0	0	12
佐賀	0	1	1	0	0	0	2
長崎	0	2	1	0	0	0	3
熊本	0	0	2	0	0	0	2
大分	0	1	1	0	0	0	2
宮崎	0	0	1	0	0	0	1
鹿児島	0	2	1	0	0	0	3
沖縄	0	0	0	0	0	0	0
総計	2	85	114	2	5	1	209

運営主体: 社会福祉法人

1位	東京	26力所
2位	北海道	8力所
3位	大阪	8力所
4位	兵庫	7力所
5位	福岡	6力所

運営主体: 財団法人

石川	1力所
愛知	1力所

運営主体: その他

茨城	2力所
和歌山	2力所

図 0-3 施設認可定員

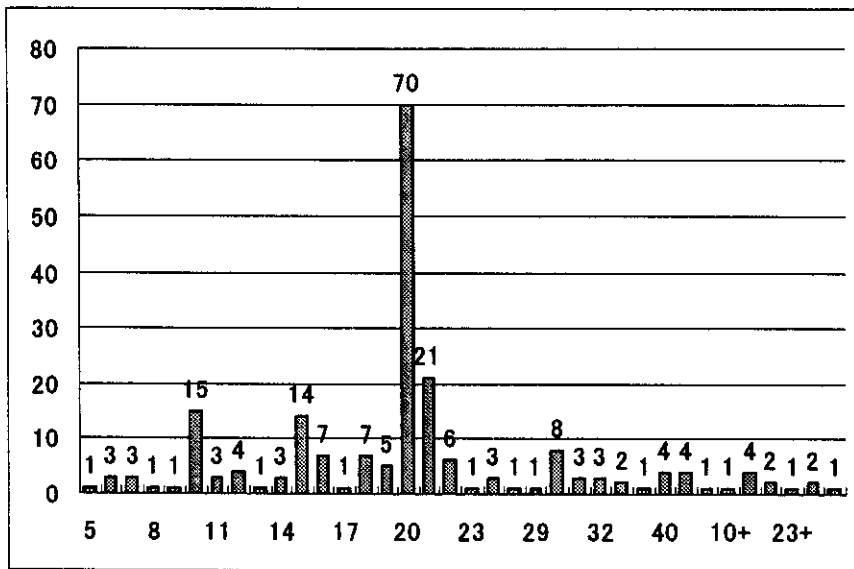


図 0-3 は「施設認可定員」を示している。定員世帯数が 20 世帯を中心に 18～22 世帯前後とする施設が 109 を数え全体の半数を超える。10～15 世帯とする施設が 40 ヶ所あり、認可定員から見ると、この 2 つタイプの施設群が多い様子がうかがえる。

表 0-4 緊急利用枠と定員の関係

なお、本調査では、緊急利用の定員枠を尋ねた。緊急利用枠を認可定員とは別に持つ施設、すなわち利用者の入所を常時想定している施設は 77 ヶ所であった。また、認可定員枠のなかで空きがあった場合に緊急利用として活用しているとした施設は 56 ヶ所であった (表 0-4)。

緊急利用枠(定員別枠)

内訳	ケース数
0	132
1	24
2	11
3	2
5	2
6	1
0+	35
NA	2
総計	209

緊急利用(定員含む枠)

内訳	ケース数
0	153
1	33
2	10
3	1
4	1
0+	11
総計	209

図 0-4 現員世帯

「現員世帯」数 (平成 14 年 12 月 31 日の現況) は、図 0-4 を見ると、0 (1 施設) ～50 (2 施設) の間に分布していることが分かる。20 世帯が最も多く 28 施設、19 世帯が 20 施設、6 世帯及び 18 世帯が 15 施設、7 世帯及び 10 世帯が 10 施設となっている。全国的には、1 施設につき 10 世帯未満、あるいは 20 世帯程度の母子が母子生活支援施設を利用している様子がうかがえる。「施設認可定員」との関連から見ると、満床になっていない施設が多くある様子が明らかになった。

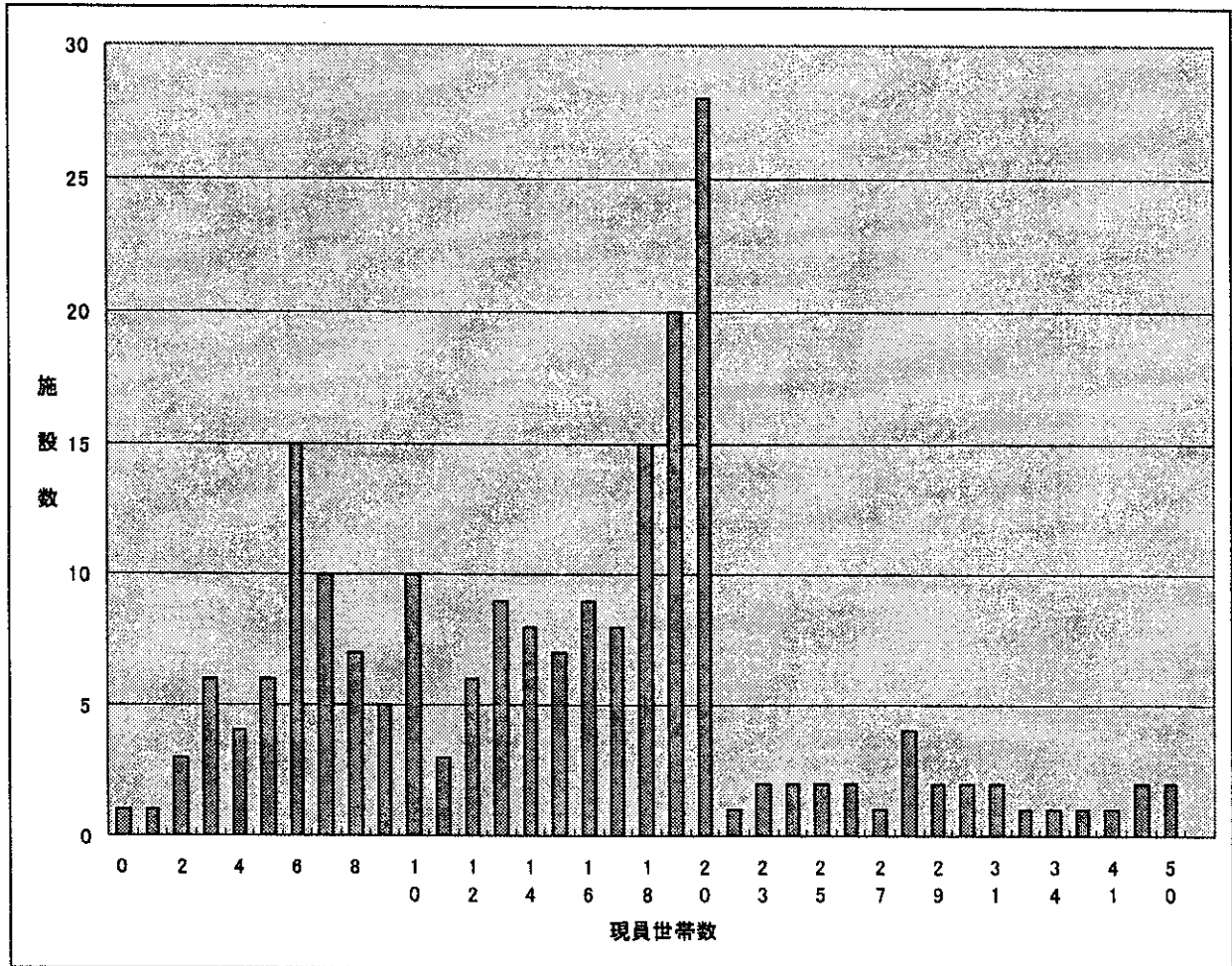
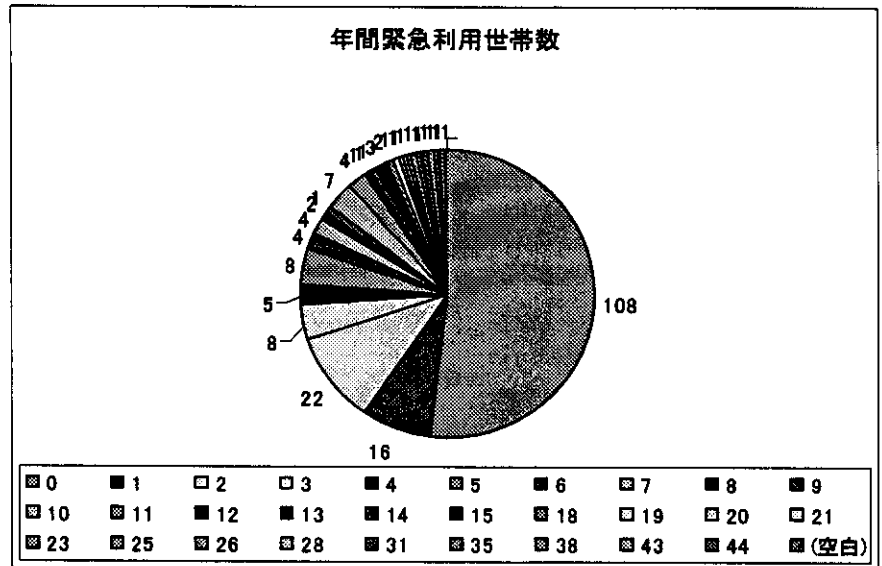


図 0-5 年間緊急利用世帯数

年間緊急利用世帯数	施設数
0	108
1	16
2	22
3	8
4	5
5	8
6	4
7	4
8	2
9	1
10	7
11	4
12	1
13	1
14	1
15	3
18	2
19	1
20	1
21	1
23	1
25	1
26	1
28	1
31	1
35	1
38	1
43	1
44	1
総計	209



なお、「現員世帯」数のうち、「緊急利用世帯」の利用があった施設は101ヶ所あった。「緊急利用世帯」の年間利用状況(図0-5)は、総世帯数が808であり、これを施設別で見た場合、最低1~最大44に分布する形で活用されていたことが分かる。なお、多くは、1施設あたり10世帯以下に集中する利用状況であり、とりわけ、1及び2世帯とするのが38施設(37.6%)であった。その結果、「緊急利用世帯」を積極的に受け入れている施設は、幾つかの施設に特定できることが明らかになった(年間20世帯以上の受け入れをした施設は11ヶ所、総世帯数は334世帯)。

1 職員体制

ここでは、各施設における職員の配置状況と、夜間管理の実態について尋ねた。

図 1-1 職員の職種(常勤)

常勤職員の総数は 1,176 名、1 施設あたりの平均職員数が 5.63 名、職員の職種の分布状況は図 1-1 の通りである。

職種	人数
施設長	199
母子指導員	365
少年指導員	318
保育士	113
自立支援指導員	13
心理療法	11
調理員	46
その他	111
総計	1176

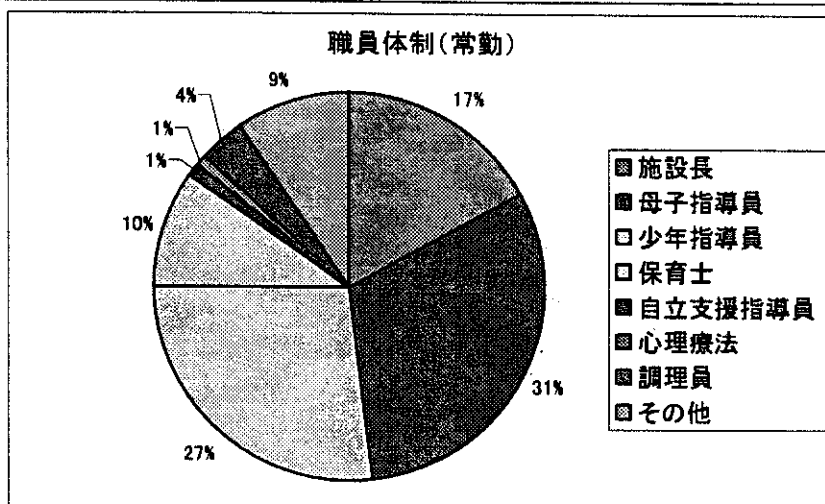


図 1-2 職員の職種(非常勤)

非常勤職員の総数は 527 名、1 施設あたりの平均職員数が 2.52 名、職員の職種の分布状況は図 1-2 の通りである。なお、常勤・非常勤合計で 8.15 名の職員が配置されていることが分かった。

職種	人数
施設長	21
母子指導員	55
少年指導員	49
保育士	26
自立支援指導員	27
心理療法	39
調理員	13
嘱託医	190
その他	107
総計	527

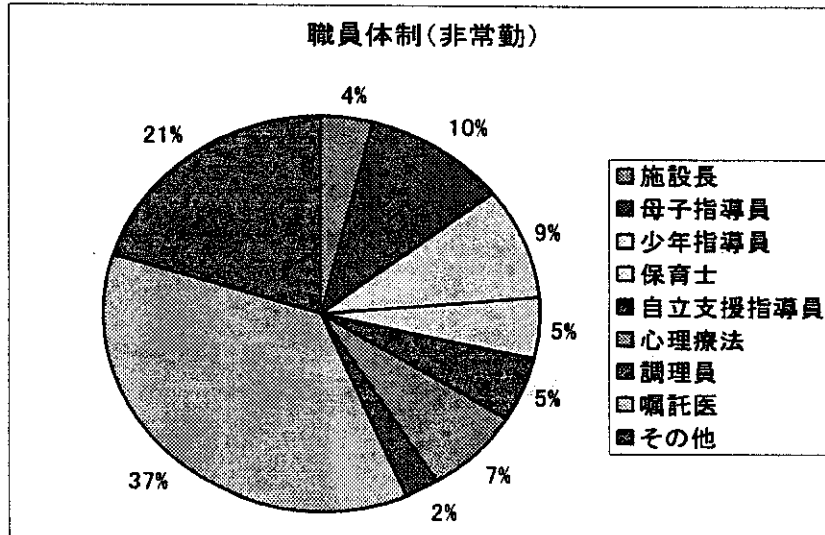


表 1-1 取得資格の種類

職種ごとに、資格の取得状況と取得資格の内容について尋ねた。常勤・非常勤ともに「施設長」「母子指導員」「少年指導員」「保育士」「自立支援指導員」の5職種に確認できた取得資格は、「保育士」が圧倒的に多く、次いで「社会福祉主事」「社会福祉士」となっている。

常勤の場合、5職種合わせて1,008名中388名(38.49%)が「保育士」資格取得者であった。さらに、1,008名中302名(29.96%)が「社会福祉主事」資格取得者であり、1,008名中55名(5.46%)が「社会福祉士」資格取得者であった。なお、この傾向は、非常勤の場合も同様であった(表1-1)。

①施設長(常勤)		①施設長(非常勤)	
資格	人数	資格	人数
保育士	29	保育士	3
福祉主事	60	福祉主事	3
福祉士	11	福祉士	1
その他	20	その他	4
無し	37	無資格	7
NA	42	NA	3
総計	199	総計	21
無資格者出現率(NAを除く)		無資格者出現率(NAを除く)	
23.56%		16.66%	
②母子指導員(常勤)		②母子指導員(非常勤)	
資格	人数	資格	人数
保育士	195	保育士	30
福祉主事	56	福祉主事	4
福祉士	21	福祉士	2
その他	31	その他	4
無し	23	無資格	12
NA	39	NA	3
総計	365	総計	55
無資格者出現率(NAを除く)		無資格者出現率(NAを除く)	
6.30%		23.07%	
③少年指導員(常勤)		③少年指導員(非常勤)	
資格	人数	資格	人数
保育士	63	保育士	10
福祉主事	85	福祉主事	3
福祉士	22	福祉士	0
その他	50	その他	11
無し	61	無資格	18
NA	37	NA	7
総計	318	総計	49
無資格者出現率(NAを除く)		無資格者出現率(NAを除く)	
5.21%		42.86%	

④保育士(常勤)		④保育士(非常勤)	
資格	人数	資格	人数
保育士	98	保育士	23
その他	5	その他	2
無し	0	無資格	1
NA	10	NA	0
総計	113	総計	26
無資格者出現率(NAを除く)		無資格者出現率(NAを除く)	
0.00%		3.84%	
⑤自立支援指導員(常勤)		⑤自立支援指導員(常勤)	
資格	人数	資格	人数
保育士	3	保育士	7
福祉主事	2	福祉主事	5
福祉士	1	福祉士	1
その他	2	その他	1
無し	3	無資格	7
NA	2	NA	6
総計	13	総計	27
無資格者出現率(NAを除く)		無資格者出現率(NAを除く)	
23.00%		33.33%	

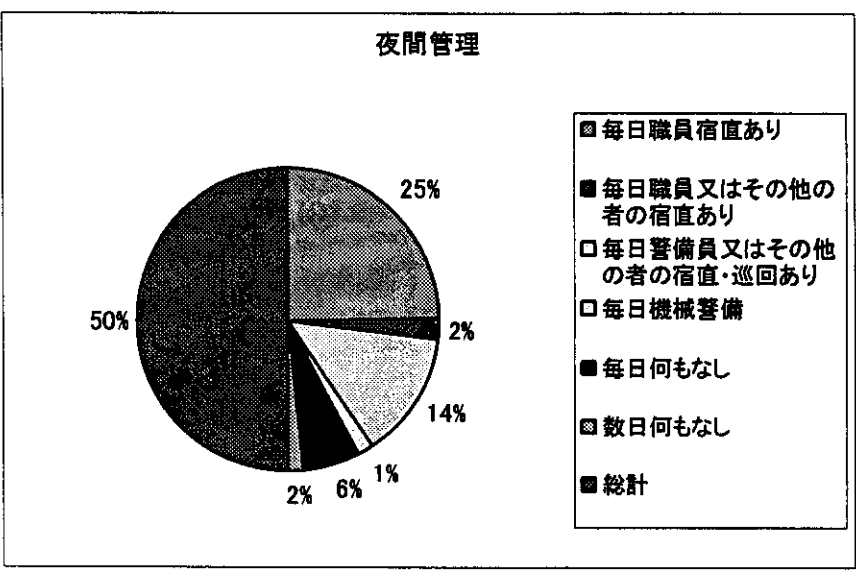
上記5職種における無資格者の割合(NAを含まず)

常勤・非常勤ともに「施設長」「母子指導員」「少年指導員」「保育士」「自立支援指導員」の5職種について無資格者の割合を確認することができた。常勤の場合は、5職種合わせて1,008名中124名(12.30%)が無資格者であった。職種別に見ると、施設長では23.56%、自立支援指導員では23.00%が無資格のまま就労している実態が明らかになった。なお、保育士の無資格者は0%であった。非常勤の場合は、5職種合わせて178名中45名(25.28%)が無資格者であった。職種別に見ると、無資格者が最も多かったのは少年指導員で42.88%、次いで、常勤の場合と同様に自立支援指導員に無資格者が多く33.33%、そして、母子指導員が23.07%、施設長が16.66%であった。

図1-3 夜間管理

夜間管理の実態は6つのカテゴリーに分けて説明できることが分かった(図1-3)。第1のカテゴリーは「7日間全てについて宿直専門職員を含め職員が夜間管理を行っている施設」であり、209施設中103施設が該当した(49.28%)。第2のカテゴリーは「7日間全てについて職員及びその他の者が夜間管理を行っている施設」であり、209施設中10施設が該当した(4.78%)。第3のカテゴリーは「7日間全てについて警備員あるいは(施設職員以外の)他の者が夜間管理を行っている施設」であり、209施設中57施設が該当した(27.27%)。なお、57施設中31施設は、「他の者」がシルバー人材からの派遣スタッフか利用者自身であるとの回答を得た。第4のカテゴリーは「7日間全てについて職員は不在であるが毎日機械警備を行っている施設」であり、209施設中6施設が該当した(2.87%)。第5のカテゴリーは「7日間全てについて夜間管理が行われていない施設」であり、209施設中26施設が該当した(12.44%)。第6のカテゴリーは「7日間のうち数日が全く職員不在となる施設」であり、209施設中7施設が該当した(3.35%)。

毎日職員宿直あり	103
毎日職員又はその他の者の宿直あり	10
毎日警備員又はその他の者の宿直・巡回あり	57
毎日機械警備	6
毎日何もなし	26
数日何もなし	7
総計	209



2 施設利用者への支援内容

ここでは、各施設における利用者に対して提供している実際の支援内容について、「住居提供支援」「施設内子育て支援（保育）」「就労支援」「広域利用」「緊急利用関連」に区分して尋ねた。

2-1 住居提供支援

図 2-1 1世帯あたりの居室及び設備

「住居提供支援」の実態を把握するため、「居室及び設備」について尋ねた。
 1世帯あたりの居室面積は「20～30㎡」が87施設、「30～40㎡」が63施設、「10～20㎡」が24施設であった（図2-1）。

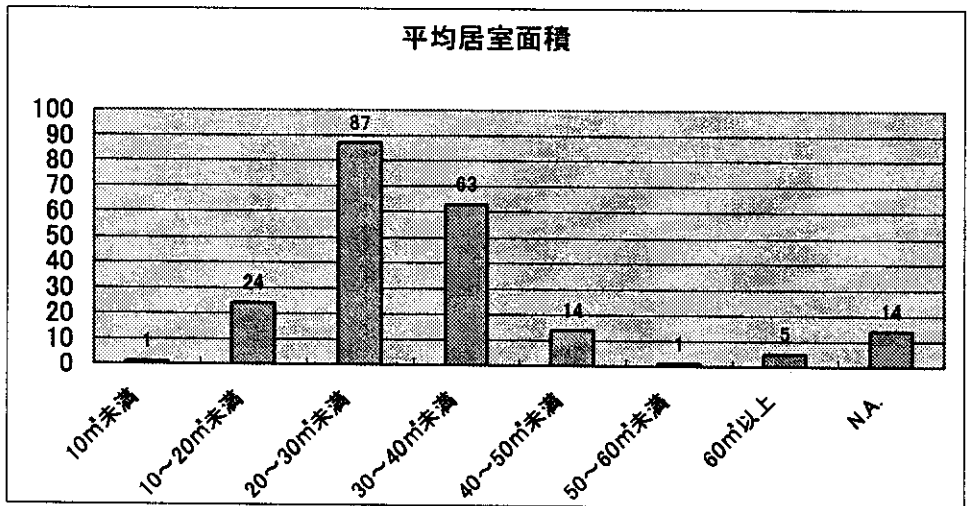


表 2-1 台所、洗濯場
台所

内訳	回答数
共用	5
戸別	195
両方	4
NA	5
総計	209

施設設備のうち、台所、洗濯場は多くの施設が戸別に準備している実態が判明した(表2-1)。

洗濯場

内訳	回答数
共用	52
戸別	116
両方	37
NA	4
総計	209

表 2-2 電話関係
電話

内訳	ケース数
共用	92
戸別	45
両方	61
NA	11
総計	209

電話は、共用設置のみの施設が92ヶ所(44.02%)を数えた。戸別に電話を設置しかつ共用電話も設置している61施設、合計153の施設が行っている電話取り次ぎの開始時刻は6時台が38施設、7時台が42施設、8時台が21施設、終了時刻は20時台が10施設、21時台が36施設、22時台が44施設であった(表2-2)。

電話取り次ぎ開始時刻

内訳	ケース数	回答数
24時間対応	5	
6時～	38	
7時～	42	
8時～	21	
9時～	2	
NA	45	153
非該当	56	
総計	209	153

電話取り次ぎ終了時刻

内訳	ケース数	回答数
16時代	1	
17時代	1	
18時代	5	
19時代	6	
20時代	10	

21 時代	36	
22 時代	44	
24時間対応	5	
N.A.	45	153
非該当	56	
総計	209	

表 2-3 トイレ

内訳	ケース数
共用	70
戸別	105
両方	30
N.A.	4
総計	209

トイレは、今なお共用のみの施設が 70 ケ所あることが判明した (表 2-3)。共用トイレと合わせて戸別に設置している 30 施設を含めて総計 100 施設のうち、6 個以下のトイレを共用している施設は 43 ケ所に及んでいることが判明した。

表 2-4 風呂場関係

風呂場

内訳	ケース数
共用	117
戸別	68
無し	21
N.A.	3
総計	209

風呂場は、共用のみが 117 施設であり (表 2-4)、浴槽が 1~2 個とするのが 99 施設であった。209 施設全体を見ると、多くの施設でシャワー設備を準備している (174 施設) が、個数を 5 個以下としたのが 105 施設に及んだ。なお、風呂場を持たない施設は 21 ケ所であった。

浴槽

内訳	ケース数	回答数
1 個	52	
2 個	47	
3 個	9	
4 個	4	
N.A.	5	117
非該当	92	
総計	209	

集会室関係

表 2-5 集会室 (全体)

内訳	ケース数
あり	198
無し	7
N.A.	4
総計	209

集会室は、209 施設のうち 198 ケ所 (94.74%) が設置していた (表 2-5)。そのうち、専用室を持つ施設は 74 ケ所 (37%) であった (図 2-2)。面積は、20~30 m²未満が 30 ケ所、30~40 m²未満が 33 ケ所、40~50 m²未満が 30 ケ所、50~60 m²未満が 36 ケ所、60~70 m²未満が 11 ケ所であり、この上位 5 つのカテゴリに含まれる施設は 140 ケ所で全体の 76.09%であった (図 2-3)。

図 2-3 集会室専用/共用

内訳	ケース数	回答数
専用	74	
共用	76	
N.A.	48	198
非該当	11	
総計	209	198

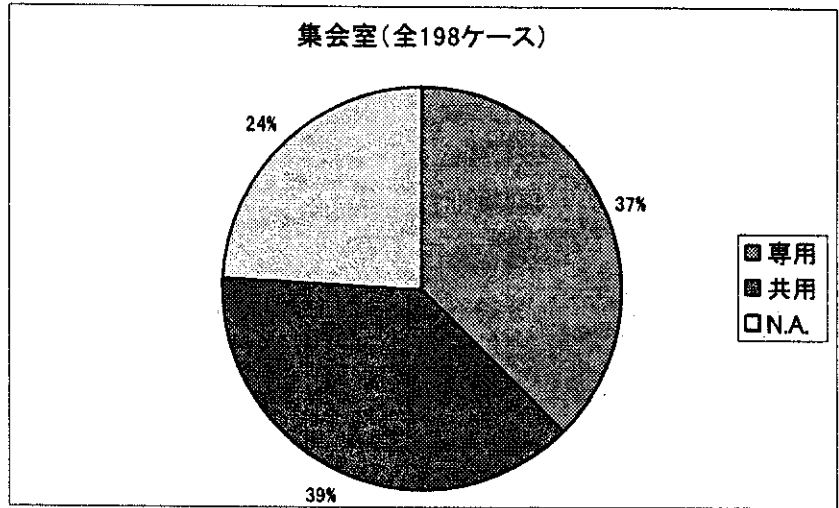
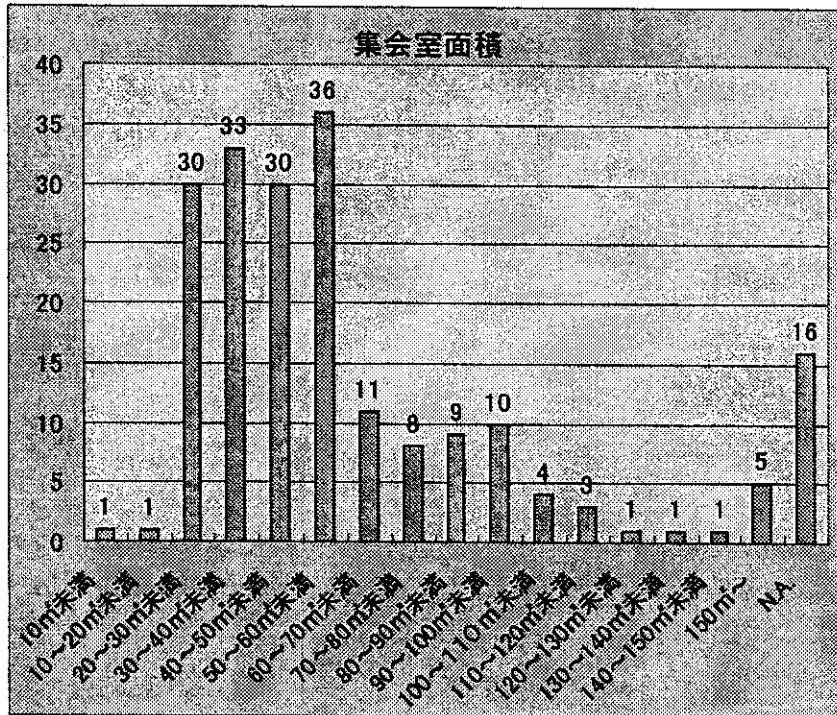


図 2-4 集会室面積



保育室関係

表 2-5 保育室の有無

内訳	ケース数
あり	109
無し	87
N.A.	13
総計	209

保育室は、209施設のうち109ヶ所(52.15%)が設置していた(表2-5)。そのうち、専用室を持つ施設は49ヶ所(45%)であった(表2-6)。

表 2-6 保育室 (専用/共用)

内訳	ケース数	回答数
専用	49	
共用	32	
NA	28	109
非該当	100	
総計	209	109

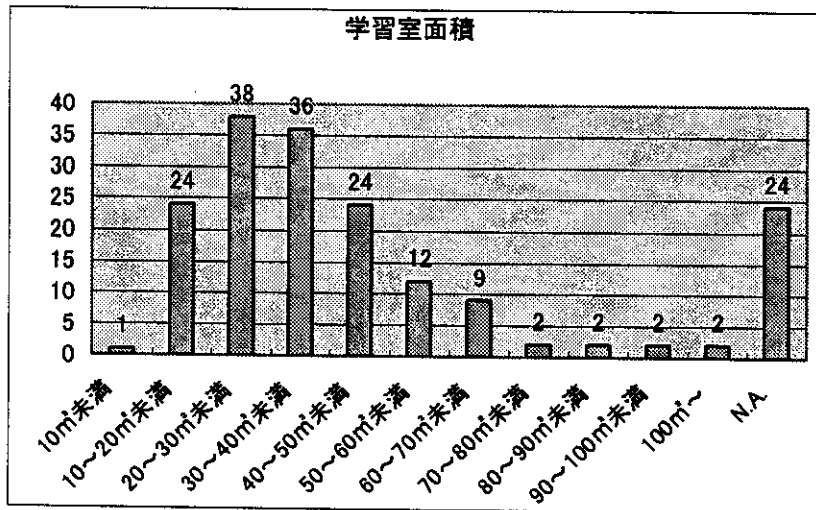
学習室関係

表 2-7 学習室の有無

学習室は、209 施設のうち 176 ケ所 (84.21%) が設置していた (表 2-7)。そのうち、専用室を持つ施設が 68 ケ所 (39%) であった。

内訳	ケース数
あり	176
無し	30
NA	3
総計	209

図 2-5 学習室面積



面積は、10~20 m²未満が 24 ケ所、20~30 m²未満が 38 ケ所、30~40 m²未満が 36 ケ所、40~50 m²未満が 24 ケ所であり、この上位 4 つの категорияに含まれる施設は 122 ケ所で全体の 69.32%であった (図 2-5)。

静養室関係

表 2-8 静養室の有無

内訳	ケース数
あり	157
無し	41
NA	11
総計	209

静養室は、209 施設のうち 157 ケ所 (75.12%) が設置していた (表 2-8)。そのうち、専用室を持つ施設は 56 ケ所 (36%) であった。

図 2-6 静養室面積

面積は、5～10㎡未満が38ヶ所、10～15㎡未満が44ヶ所、15～20㎡未満が23ヶ所、20～25㎡未満が17ヶ所であり、この上位4つのカテゴリーに含まれる施設は122ヶ所で全体の77.71%であった（図2-6）。

内訳	ケース数	回答数
5㎡未満	4	
5～10㎡未満	38	
10～15㎡未満	44	
15～20㎡未満	23	
20～25㎡未満	17	
25～30㎡未満	4	
30～35㎡未満	5	
35～40㎡未満	3	
40～45㎡未満	1	
50㎡～	1	
NA	17	157
非該当	52	
総計	209	157

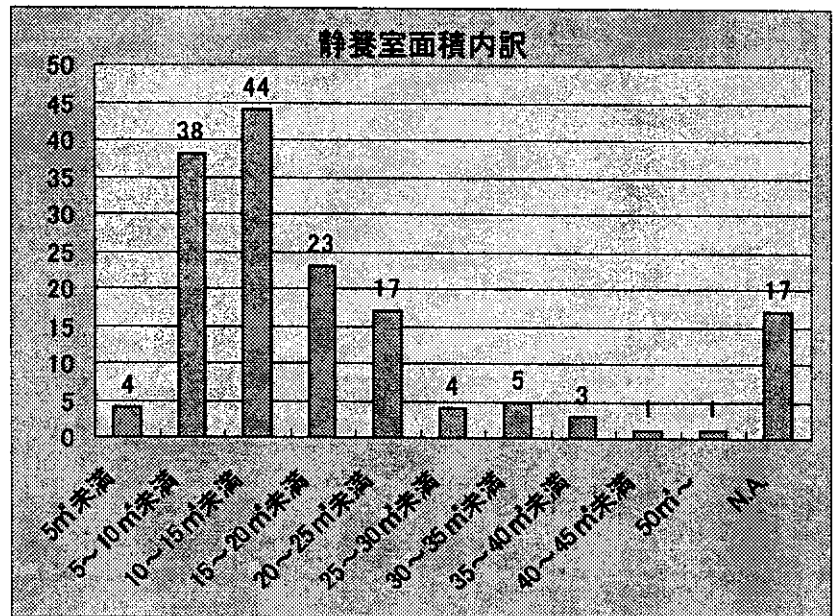


表 2-9 その他の設備備品

生活の利便性等との関係から、エレベーター、内線電話、パソコンの設置状況について尋ねた。エレベーターを設置している施設は14ヶ所（6.70%）、内線電話を設置している施設は135ヶ所（64.59%）、パソコンを設置している施設は61ヶ所（29.19%）であった（表2-9）。

内訳	ケース数
あり	14
無し	185
NA	10
総計	209

内訳	ケース数
あり	135
無し	66
NA	6
総計	209

内訳	ケース数
あり	61
無し	147
NA	1
総計	209

図 2-7 築年数

内訳(年)	ケース数	0~10年未満	10~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40~50年未満	50年以上	NA
0	1	26	32	56	66	12	6	11
0.9	1							
1	1							
3	3							
3.9	1							
4	5							
5	3							
6	4							
7	1							
8	3							
9	3							
10	3							
11	3							
12	1							
13	3							
14	4							
15	2							
16	5							
17	7							
18	1							
19	3							
20	6							
21	4							
22	5							
23	10							
24	10							
25	3							
26	3							
27	5							
28	4							
29	6							
30	13							
31	7							
32	7							
33	8							
34	5							
35	8							
36	5							
37	2							
38	10							
39	1							
40	7							

築年数

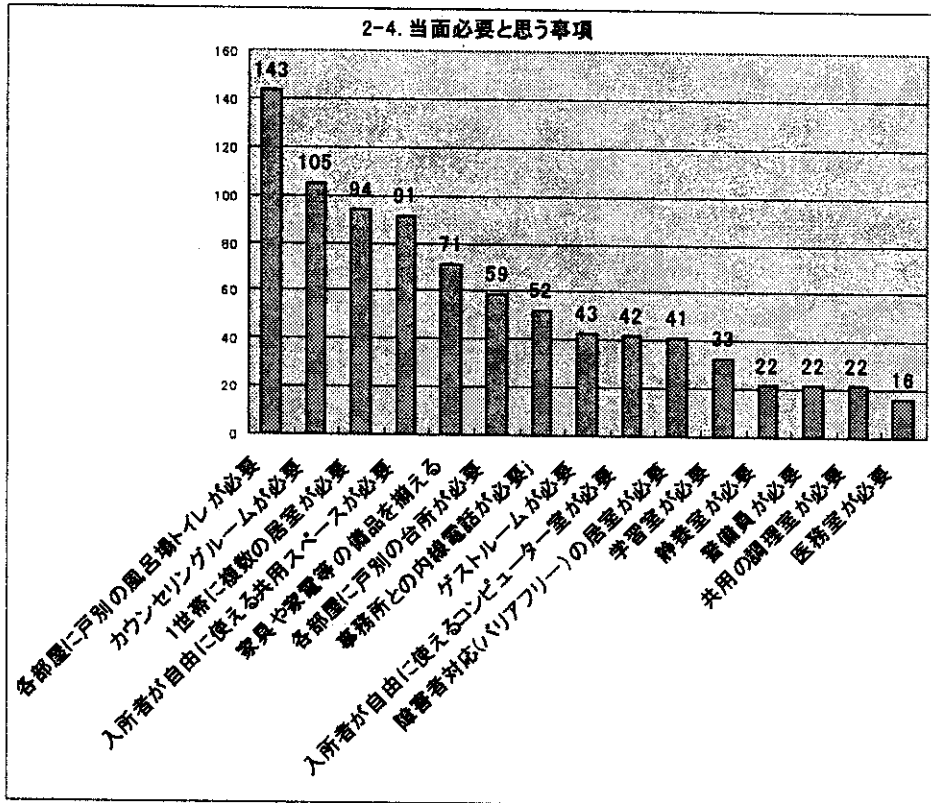
築年数	ケース数
0~10年未満	26
10~20年未満	32
20~30年未満	56
30~40年未満	66
40~50年未満	12
50年以上	6
NA	11

築年数については、NAの11施設を除いて198施設から回答を得た。回答の分布は築0年から57年までの広がりを見せた。これを10年単位で図表化したのが(図2-7)である。木造建築の耐用年数の目安を「20年」とした場合、これを超える施設は140ヶ所を数え、全体の70.71%にあたる。そのうち、築後40年以上経て、住居提供支援を行っている施設が18ヶ所を数えた。住環境としての快適性の問題以前に、多くの施設が何らかの修繕あるいは改築を必要とする状況にあることがうかがえる。

43	2
47	1
48	2
51	2
54	1
55	1
56	1
57	1
NA	11
総計	209

図 2-8 住居提供支援として当面必要と思うこと

住居提供に伴い、職員として当面必要と思える支援について、15+1（その他：自由記述）の選択肢なかから重要度が高いと思われるものを「5つ」選択するよう尋ねた。総回答数 1045 のうち、重要度が高いとされたものは「各部屋に戸別の風呂場・トイレが必要」「カウンセリングルームが必要」「1世帯に複数の居室が必要」「入所者が自由に使える共用スペースが必要」「家具や家電等の備品を備える」「各部屋に戸別の台所が必要」の順番であげられた（図2-8）。いずれも最低限のプライバシーが十分守られるような住居環境としての快適性の確保につながる要請ばかりといえよう。



2-2 施設内子育て支援（保育）の実態

図 2-9 施設内保育

施設内子育て支援（保育）」の実態を把握するため、「施設内保育」「補完保育」「学童保育」について、平成 14 年 01 月 01 日から平成 14 年 12 月 31 日までの実施状況について尋ねた。結果は以下の通りであった（図 2-9）。

施設内保育は、209 施設のうち 66 ヶ所（32%）で実施していた。

補完保育の実施状況について、これを「補助保育」「休日保育」「病児保育」「夜間保育」に細分して尋ねた。補助保育は、209 施設のうち 127 ヶ所（61%）で実施していた。休日保育は、209 施設のうち 66 ヶ所（32%）で実施していた。病児保育は、209 施設のうち 123 ヶ所（58%）で実施していた。夜間保育は、209 施設のうち 60 ヶ所（29%）で実施していた。

学童保育は、209 施設のうち 91 ヶ所（44%）が実施していた。

内訳	ケース数
有り	66
無し	99
NA	44
総計	209

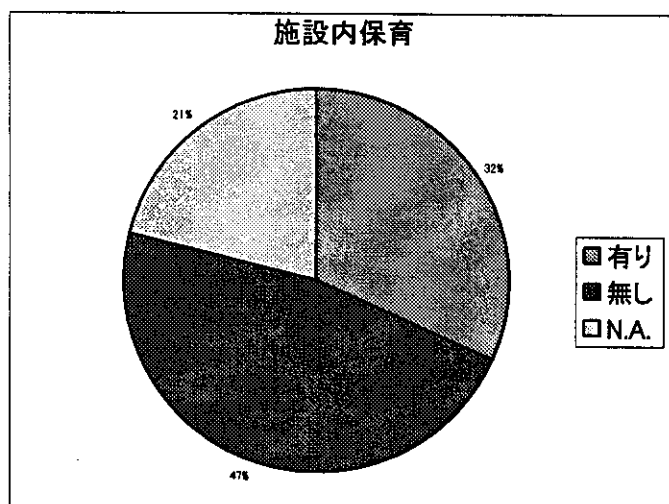
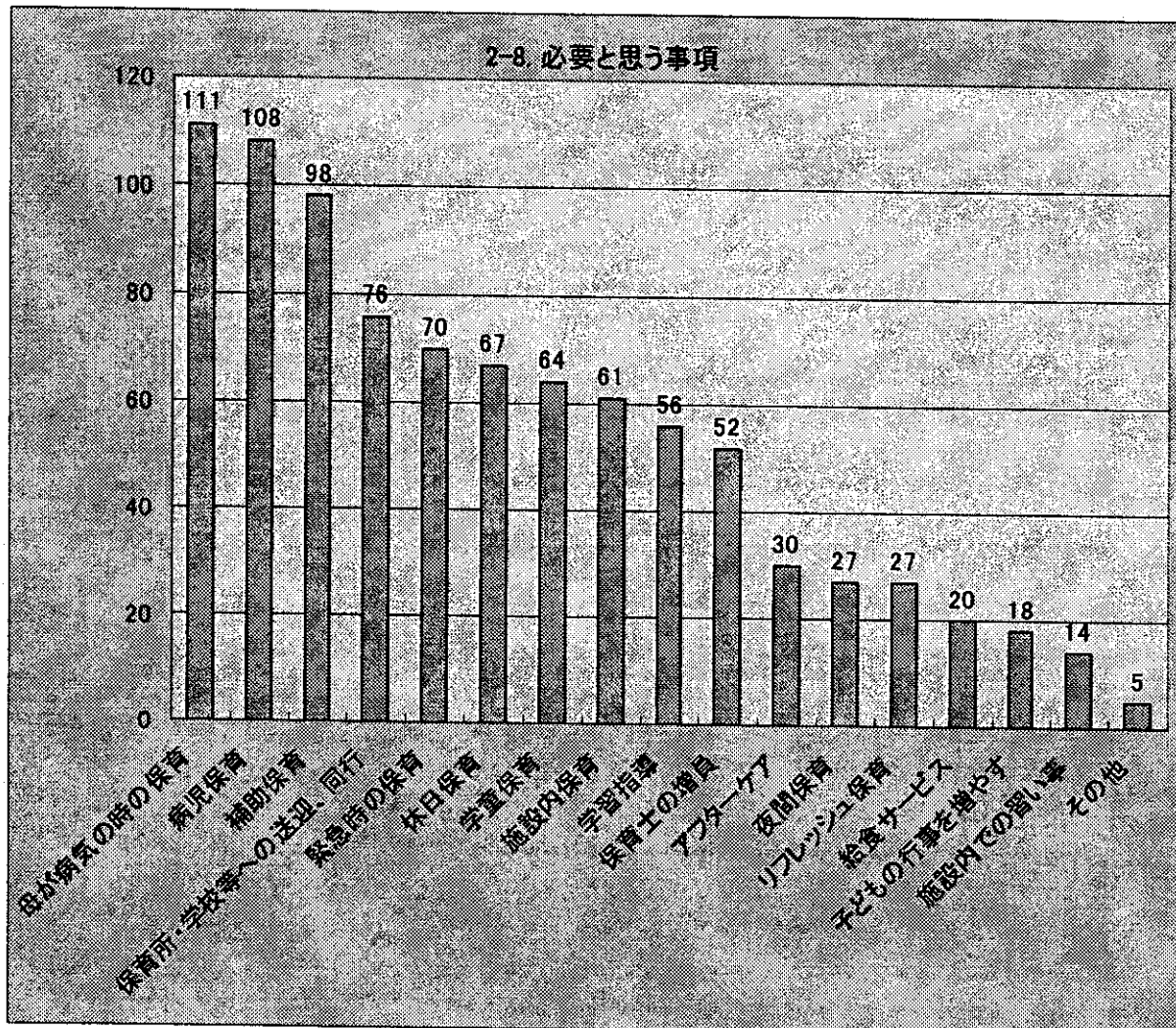


図 2-10 保育に伴う支援として当面必要と思うこと

施設内保育に伴い、職員として当面必要と思える支援について、重要度が高いと思われるものを「5 つ」選択するように尋ねた。総回答数 1045 のうち、重要度が高いとされたものは「母が病気の時の保育」「病児保育」「補助保育」「保育所・学校等への送迎、同行」「緊急時の保育」「休日保育」の順番であげられた（図 2-10）。ここでは、母親の就労との関連で出てくる要請が多く見られる。例えば、子どもの病気に代表される予測外の出来事に対して、火急速やかに支援を受けられることで、就労に支障をきたさない状況を作り出す要請が多いことがわかる。



2-3 母子保護実施の期限

表2-10 母子保護実施の期限の有無

内訳	ケース数
あり	57
無し	150
N.A.	2
総計	209

母子保護に伴う「実施期間の定め」の有無について、平成14年12月31日現在の現況を尋ねた。この質問事項は、社会福祉制度の今日的動向をうけて、当該施設では、「保護期間の定め」を、従来からあった子どもの年齢との関連から決めてきたことに変更を加え、自立促進の視点から決定する傾向が生じてきていることを確認する意図から設定した。「保護期間の定め」があると回答したのは209施設中57ヶ所(27.27%)であった(表2-10)。

図2-11 実施期間

「保護期間の定め」に規定された実施期間は、2年が57施設中19ヶ所(33%)、2年1日以上が57施設中17ヶ所(30%)であった(図2-11)。